

市内の水道料金を統一

一般家庭
平均17%安く!
(黒田庄地区)

黒田庄地区の水道料金を現行の旧西脇市域料金に改定

現在の水道料金は、平成22年10月1日に旧西脇市域（簡易水道地区含む。）の料金を改定したもので、黒田庄地区のみ別料金となっています。

西脇市と黒田庄町の合併協議では、水道料金を段階的に統一することとなり、同一料金で同一サービスが提供できるよう、これまで施設整備を進めてきました。平成27年度が料金の見直し時期であることから、昨年度、上下水道事業審議会に意見を求めたところ、同一料金で同一サービスが提供できる施設整備がほぼ整い、また合併後10年を経過することから、現行の旧西脇市域

料金を統一すべきとの答申をいただきました。

そこで、今回の料金改定では、算定期間を平成27年度から31年度までの5年間と定め、健全経営が可能となる料金収入を確保するとともに、審議会の答申を踏まえて、市内の料金を現行の旧西脇市域料金に統一することとしました。3月市議会での可決を受けて、平成27年9月1日使用分から改定します。

■問合せ 上下水道部管理課（内線512・519）



■新料金表【現行の旧西脇市域（簡易水道地区含む。）料金表】

(消費税込み)

□ 径	基本料金（2ヵ月あたり）		従量料金（1 m ³ あたり）		
	水 量	金 額	種 別	水 量	金 額
13mm	20m ³	3,996円	家庭用 口径 20mm以下の 専用給水装置	21m ³ ～ 60m ³	151.20円
20mm	20m ³	3,996円		61m ³ ～	216.00円
25mm	60m ³	18,036円	共用、連用給水装置 基本水量を超える分		
40mm	100m ³	42,012円			172.80円
50mm	200m ³	83,916円	公衆浴場用 基本水量を超える分		
75mm	200m ³	159,840円			129.60円
100mm	400m ³	319,680円	工事用、臨時用 基本水量を超える分		
					507.60円
			その他(営業用、官公庁用など) 基本水量を超える分		270.00円

※基本料金は口径別、従量料金は用途別となります。
※旧西脇市域（簡易水道地区含む。）の水道料金および下水道使用料の改定はありません。

■水道事業の整備（改築更新）計画

- ①旧西脇市域
 - 老朽施設（管路含む。）の計画的な改築更新事業（毎年）
 - 配水計画の見直しによる水源地等関連施設の休止・統合整備事業
 - 高度浄水処理施設整備事業
 - 上戸田浄水場：平成27年3月末完成
 - 大木浄水場：平成29年3月末完成予定
- ②黒田庄地区
 - 老朽施設（管路含む。）の計画的な改築更新事業（毎年）
 - 配水計画の見直しによる田高浄水場の休止（平成28年度中予定）
 - 高度浄水処理施設は平成16年度までに整備済み（3浄水場）

上戸田浄水場竣工式&一般見学会

日 時：5月24日(日)
竣工式：午前10時～11時30分
一般見学会：午後1時～3時
場 所：上戸田浄水場
(西脇市学校給食センター北側)

【上戸田浄水場の概要】

日最大給水量：3,240m³/日
浄水処理方式：エアレーション+ろ過+紫外線処理



地域医療を支える市民の会 出前懇話会（昨年度採択事業）

■市民提案型まちづくり事業の概要

ファーストステップ事業	
概 要	資金繰りに最も苦勞されるまちづくり活動初期の段階をサポートします。
対象事業	設立後3年未満の団体が市全域または複数地区を対象に実施する非営利で公益的な事業
助 成 額	補助対象経費の8割以下の額で上限10万円（1回目） 補助対象経費の7割以下の額で上限10万円（2回目）
交付回数	① 補助金は年度1団体1事業のみとします。 ② 同一団体に対する補助金の交付は、2回を限度とし、毎年度申請に基づく審査により決定します。
チャレンジ事業	
概 要	市民福祉の向上にきわめて効果的で、さらなる広がりが期待できる事業の推進をサポートします。
対象事業	設立後1年以上の団体が市全域または複数地区を対象に実施する非営利で公益的な事業
助 成 額	補助対象経費の10割以下の額で上限30万円
交付回数	① 補助金は年度1団体1事業のみとします。 ② 同一団体に対する補助金の交付は、3回を限度とし、毎年度申請に基づく審査により決定します。

↓まちづくり支援事業の応募方法↓

■提出書類

- ①西脇市市民提案型まちづくり事業企画書（まちづくり課またはホームページから入手できます）
- ②実施団体概要書（規約、決算書、会報その他活動内容がわかる書類）
- ③会員名簿

■募集期間と提出方法

5月1日(金)から6月10日(水)までの午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く。）
下記へ持参または郵送（必着）してください。

■申請書の提出先・問合せ

〒677-8511 西脇市郷瀬町605
西脇市まちづくり課（市役所内線522）

西脇市では、参画と協働によるまちづくりを基本として、さまざまな団体が行う個性あふれるまちづくりを応援しています。昨年度はこの事業を活用し、7団体が特色あるまちづくり活動を展開しました。本年度も、市民の皆さんが自らの手で行う活発なまちづくり活動を応援します。

市民提案型まちづくり事業は、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体の実施する、非営利で公益的な取り組みを支援するものです。花壇を整備し地域の景観を美しくする活動や婚活、高校生によるボランティア活動などが対象です。団体の立ち上げ初期の活動

を支援するファーストステップ事業と、団体の活動をより充実し、より良い西脇市づくりを支援するためのチャレンジ事業があります。応募方法は左記をご覧ください。
なお、応募には公開プレゼンテーション（7月中旬～下旬に開催予定）に参加いただくことが必須条件となります。

おもしろいアイデアをお待ちしています！まちづくり課へお問い合わせください。

